



今帰仁村告示第 81 号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、今帰仁村鳥獣被害防止計画を定めたので、同条第 9 項の規定により公表するとともに、当該被害防止計画に記載した同条第 3 項に規定する許可権限委譲事項を次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

今帰仁村長 久田 浩也



許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
今帰仁村	マンガース、シロガシラ、イノシシ